

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (07408)	
地域名 (地域内農業集落名)	新在家地区 (新在家集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の集積や新たに就農する若い人が必要。
若い農業者が減少し、高齢化が進んでいる。
農地の出し手になりたいが、受け手がいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農地を地域の中心となる経営体に集積し、低コスト化及び高付加価値化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は営農改善組合に相談を行った上で、原則として農地中間管理機構を利用する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託については必要に応じて適宜検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区において電気柵設置等の鳥獣害対策に取り組む。
 ⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地等の維持・管理に取り組む。
 ⑧種子センターの設備が老朽化しているため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業(再編新事業)を活用して乾燥機能等の増強及び扶養調整整備の撤去を行うこととし、種子原料穀の乾燥に特化した「乾燥センター」として利用を継続する。種子センターが担っていた種子調整機能については、広域水稻種子センター(矢吹町に新設予定)に移管する。

新在家 地域計画エリア

